

3 通級による指導担当者のために

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける指導形態のことで、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います（学校教育法施行規則第140条及び同施行規則第141条）。

（１）通級による指導の対象者と指導の内容

① 言語障害

対象となる児童生徒

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れのある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

言語障害の場合の指導内容（自立活動）例

- ・ 構音の改善にかかわる指導（正しい音の認識や模倣、発音・発語の指導等）
- ・ 話し言葉の流暢性を改善する指導（遊びの指導、劇指導、斉読法等）
- ・ 遊びや日常生活と体験を結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等
- ・ 話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等

Point

指導に当たっては、ＩＣＴ機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

② 弱視

対象となる児童生徒

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

弱視の場合の指導内容（自立活動）例

- ・ 拡大教材の活用
- ・ 視覚補助具の活用方法についての指導（地図やグラフ等の資料を読み取る指導等）
- ・ 視知覚や視機能の向上を図る学習（ビジョントレーニング等）

Point

指導に当たっては、拡大教材を活用することや、実験や観察の際に危険のない範囲で近づいて見ることができるようにすること、教室の照明や、外からの光の入り方に配慮して教室内の座席の位置を検討するなどの合理的配慮が必要です。

③ 難聴

対象となる児童生徒

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

難聴の場合の指導内容（自立活動）例

- ・補聴器等を適切に装用する指導
- ・聴覚学習（聞く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導等）
- ・言語指導（日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導等）

Point

個別指導や、必要に応じてグループ学習を組み合わせることが適当です。また、I C T 機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

④ L D、A D H D 等

本県における L D、A D H D 等を対象とした通級指導教室では、L D（学習障害）、A D H D（注意欠陥多動性障害）に加えて、自閉症、情緒障害も対象としています。

対象となる児童生徒

【L D】

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

【A D H D】

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

【自閉症】

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

【情緒障害】

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

【L D】の場合の指導内容（自立活動）例

- ・聞くことの指導（注意深く話を聞かせる指導等〔聞き取り、復唱、聴写等〕）
- ・話すことの指導（書かれたものを見て話す指導等〔ことば遊び、メモの活用等〕）
- ・読むことの指導（音読指導、指示語の理解を図る指導等〔特殊音節、読解等〕）
- ・書くことの指導（正確に書く指導、メモを見て書く指導等〔視写、文型や表現のモデルの活用等〕）
- ・計算することの指導（数概念を形成する指導、計算力を高める指導等〔位取りの理解、マスや補助線の活用等〕）

- ・推論することの指導（図形を弁別させる指導、空間操作能力を育てる指導等〔間違い探し、図形の特徴の言語化等〕）
- ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導（ソーシャルスキルトレーニング等）

Point

ソーシャルスキルトレーニングを行う際には、グループ指導を活用することも有効です。

【ADHD】の場合の指導内容（自立活動）例

- ・不注意による間違いを少なくする指導（注意力を高める指導、自分の行動を振り返らせる指導等）
- ・衝動性や多動性を抑える指導（集中して作業に取り組ませる指導、自己の感情や欲求をコントロールする指導等）
- ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導（ソーシャルスキルトレーニング等）

Point

個別指導とグループ指導を効果的に組み合わせて活用することが有効です。

【自閉症】の場合の指導内容（自立活動）例

- ・円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付ける指導
- ・社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導（ソーシャルスキルトレーニング等）

Point

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のもの（こと）にこだわることを特徴とする発達の障害です。通級指導教室で学んだ知識・技能を一般化する場面として、グループ指導（小集団指導）を行うことが有効です。また、指導に当たっては、ICT機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

【情緒障害】の場合の指導内容（自立活動）例

- ・心理的安定のための指導、カウンセリング等
- ・集団参加に関する指導（ソーシャルスキルトレーニング等）

Point

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。障害の要因を踏まえた指導内容を適切に組み合わせて指導することが重要です。

参照

- 改訂新版「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」
（国立行政法人特別支援教育総合研究所・東洋館出版社）
- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」
（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）
- 通級による指導 自立活動事例集（香川県教育委員会）

(2) 教育課程の編成

① 小・中学校

ア 通級による指導における「特別の教育課程」

通級による指導においては、障害に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっています。

◇通常の学級の教育課程に加えて通級による指導を受ける場合

(例：放課後に「自立活動」の指導を行う)

◇通常の学級の教育課程を一部替えて通級による指導を受ける場合

(例：「国語」の時間に取り出して「自立活動」の指導を行う)

Point

通常の学級の教育課程に加えて通級による指導を受ける場合は、通級による指導を受ける児童生徒の負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

通常の学級の教育課程を一部替えて通級による指導を受ける場合は、毎回、同じ教科の授業が受けられなかったり、特定の教科や道徳科、特別活動等の内容の全てが履修できなかったりすることは望ましくありません。通級による指導を受ける時間や曜日を工夫することが必要となります。

イ 障害に応じた特別の指導とは

障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）のことです。また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。ただし、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導であることに留意する必要があります。（単なる教科学習の遅れを補充するための指導ではない）

ウ 障害に応じた特別の指導に係る授業時数

年間 35 単位時間から 280 単位時間（週当たり 1 単位時間から 8 単位時間）までが標準時数とされています。また、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間 10 単位時間から 280 単位時間（月当たり 1 単位時間から週当たり 8 単位時間）までが標準とされています。

参照

- 「『通級による指導』実施上の手引き」（令和 7 年 香川県教育委員会）【資料 1】
- 「改訂第 3 版 障害に応じた通級による指導の手引き 一解説と Q & A ー」
(文部科学省編著 海文堂出版(株)刊)
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」（平成 30 年 3 月 文部科学省）

② 高等学校

ア 通級による指導における「特別の教育課程」

通級による指導においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっています。

◇通常の学級の教育課程に加えて通級による指導を受ける場合

（例：放課後に「自立活動」の指導を行う）

◇通常の学級の教育課程を一部替えて通級による指導を受ける場合

（例：「選択教科・科目」の時間に取り出して「自立活動」の指導を行う）

Point

通級による指導を受ける生徒の負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

イ 障害に応じた特別の指導とは

障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）のことです。また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。ただし、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導であることに留意する必要があります。（単なる教科学習の遅れを補充するための指導ではない）

ウ 障害に応じた特別の指導に係る授業時数

年間7単位を超えない範囲で在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるのに必要な単位数の中に加えることができます。

参照

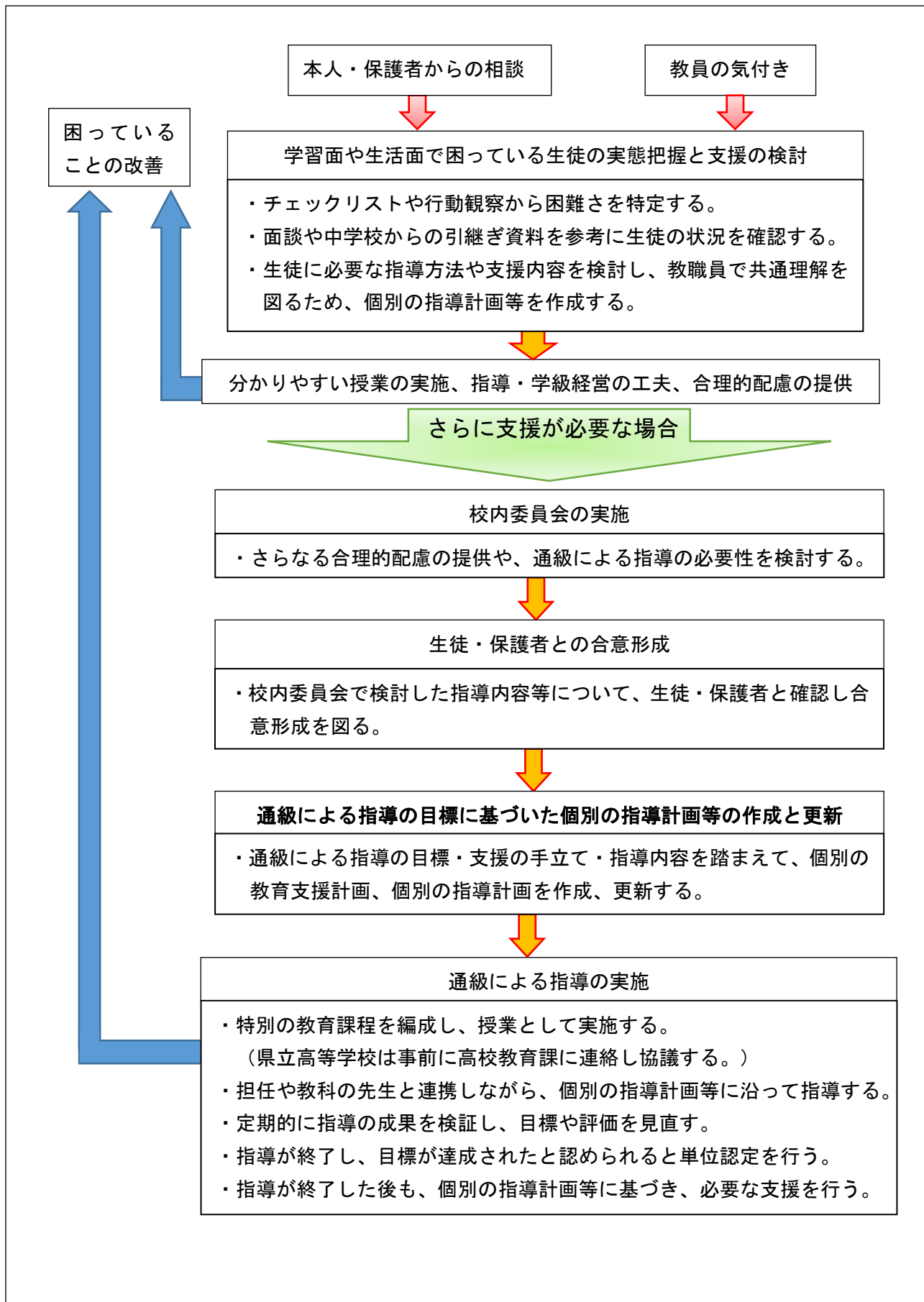
○「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 一解説とQ & A 一」

（文部科学省編著 海文堂出版（株）刊）

○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）

エ 「通級による指導」実施の流れ（高等学校）

学級担任や特別支援教育コーディネーター等で、学習面や生活面で困っている生徒の実態の把握と支援の検討をし、個別の指導計画を活用した指導の工夫を行います。さらに支援が必要な場合、校内委員会での検討し保護者本人の合意の形成の後、通級による指導の目標に基づいた個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、通級による指導を実施します。



③ 自立活動

ア 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

イ 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、6区分27項目に分類・整理されています。

学習指導要領等に表示されている自立活動の「内容」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、一人ひとりの児童生徒の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱うものです。したがって、個々の児童生徒の具体的な「指導内容」は、学習指導要領等に表示されている「内容」から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

ウ 自立活動の指導

自立活動は、各教科等の指導をはじめ、学校の教育活動全体を通して自立活動の時間での指導と密接に関連づけながら行います。このことから、自立活動は障害のある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえます。

なお、「自立活動の時間における指導」の授業時数は、児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めるとされています。個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な内容を個別の指導計画の中に位置付けて指導することが必要です。

参照

○自立活動指導目標・指導内容設定シート【資料】

特別支援教育課HPからダウンロードできます。

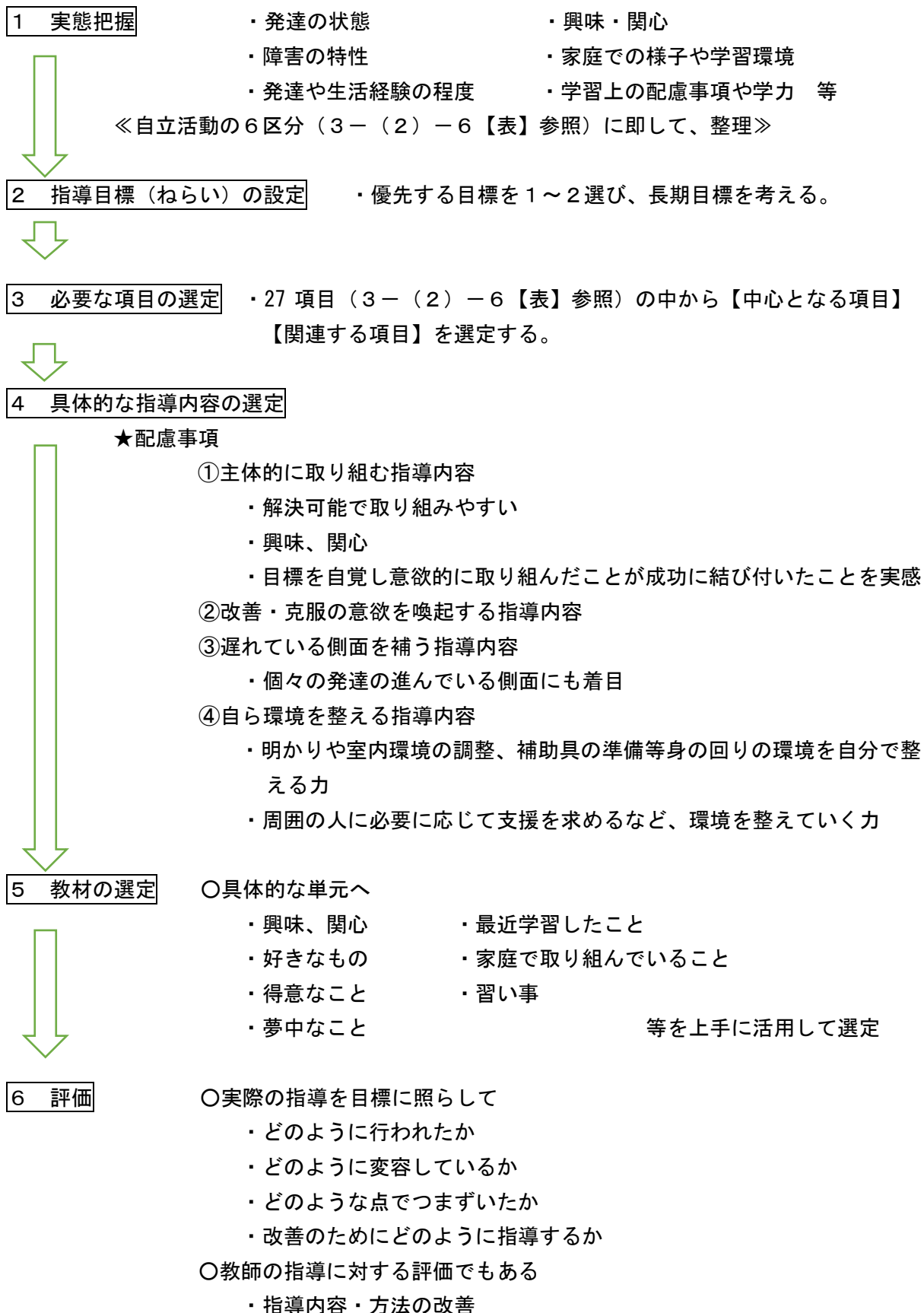
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」(平成30年3月 文部科学省)

◎自立活動の具体的な目標や内容についての相談は、特別支援学校教員による連携訪問を活用することができます。

(10-(2) 連携訪問を参照)

指導内容、指導目標の設定に当たっては、基本的に次のような手順で行います。



【表】 自立活動の内容

区分	項目	意味すること
1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること
	(2) 病気の状態の理解と生活管理	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること
	(3) 身体各部の状態の理解と養護	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていこうこと
	(5) 健康状態の維持・改善	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること
2 心理的な安定 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から	(1) 情緒の安定	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること
	(2) 状況の理解と変化への対応	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること
3 人間関係の形成 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から	(1) 他者とのかかわりの基礎	人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること
	(2) 他者の意図や感情の理解	他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること
	(3) 自己の理解と行動の調整	自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること
	(4) 集団への参加の基礎	集団の雰囲気に合わせて、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにすること
4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から	(1) 保有する感覚の活用	保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用	保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすること
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動	いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用	姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること
	(3) 日常生活に必要な基本動作	食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること
	(4) 身体の移動能力	自力での身体移動や歩行、歩行器等車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行	作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること
6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から	(1) コミュニケーションの基礎的能力	幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること
	(2) 言語の受容と表出	話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること
	(3) 言語の形成と活用	コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用	話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること
	(5) 状況に応じたコミュニケーション	コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園部・小学部・中学部)」(H30.3)より作成

【表】 自立活動の内容に示された具体的指導内容例（特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」）

区分	項目	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	重度重複	言語障害	自閉症 情緒障害	LD	ADHD	他の項目との 関連例
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成	○					○		○		○	重度重複 自閉症
	(2) 病気の状態の理解と生活管理					○		○				てんかん
	(3) 身体各部の状態の理解と養護	○	○		○	○						筋ジストロフィー
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整							○	○	○	○	視覚障害 聴覚障害
	(5) 健康状態の維持・改善			○		○	○		○			心臓疾患
2 心理的な不安定	(1) 情緒の安定					○	○		○	○	○	心身症
	(2) 状況の理解と変化への対応	○							○			視覚障害 自閉症
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲				○	○				○		聴覚障害 吃音 知的障害 LD
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎						○		○			視覚障害
	(2) 他者の意図や感情の理解	○							○			聴覚障害 白血病
	(3) 自己の理解と行動の調整			○	○						○	自閉症
	(4) 集団への参加の基礎	○	○							○		ADHD
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用	○	○		○		○					重度重複
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	○							○	○	○	脳性まひ
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用	○	○						○			弱視
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	○	○	○						○		聴覚障害 肢体不自由
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	○		○	○				○	○	○	聴覚障害 肢体不自由
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	○		○	○	○						ADHD
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	○			○							重度重複
	(3) 日常生活に必要な基本動作				○		○					知的障害 LD
	(4) 身体の移動能力	○			○	○	○					肢体不自由
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行				○						○	自閉症 知的障害
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力		○	○			○	○	○			知的障害 自閉症
	(2) 言語の受容と表出		○		○			○				自閉症 ADHD
	(3) 言語の形成と活用	○	○				○	○		○		言語発達の遅れ
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用	○	○	○	○	○			○	○		聴覚障害
	(5) 状況に応じたコミュニケーション	○							○	○		選択性かん黙 入院 自閉症

（３）通級による指導担当者の１年（例）

通級による指導担当者の年間スケジュールは、市町あるいは学校によって異なります。以下に示した年間予定はあくまで例示です。大まかな見通しをもって計画的に取り組みましょう。

	通級指導教室		個別の教育支援計画 個別の指導計画	調査・研修等
4月	保護者会	通信発行	「個別の指導計画」 「個別の教育支援計画」 の作成・確認	
5月	在籍校への訪問		「個別の教育支援計画」 の作成・確認	通級指導教室調査(県)
6月		通信発行		担当教員協議会(県)
7月	「通級による指導」記録 懇談会		1学期評価・改善	
8月	在籍校との連絡会			
9月		通信発行		
10月				
11月		通信発行		通級調査(国) 担当教員協議会(県)
12月	「通級による指導」記録 懇談会		2学期評価・改善	
1月		通信発行		
2月	在籍校への訪問			
3月	「通級による指導」記録 懇談会 指導要録作成	通信発行	年間評価	

※通級による指導は、年度途中からの開始、終了も可能です。

保護者会の開催

- 通級による指導の制度や指導の曜日、指導時間、指導内容等について説明をしましょう。
- 必要に応じて、座談会や情報交換、教育相談等の時間をとることも考えられます。

個別の指導計画の作成

- 本人や保護者の願い（主訴）を受け止めて作成しましょう。
 - 検査結果や観察等のアセスメントをもとにして、目標、指導内容、指導方法等を決定しましょう。
 - 学級担任との共通理解のもと、作成することが大切です。
- 定期的に評価を行い、改善を図っていきましょう。

連絡ノート・通信の活用

- 通級での指導内容や児童生徒の成長、お知らせ等について、連携ノートや通信を活用して、家庭や担任と双方向での連携を図り、情報共有をしましょう。

在籍校訪問・連絡会の実施

- 児童生徒の日々の学習や生活の様子を把握するために、在籍校を訪問したり、関係者（学級担任、特別支援教育コーディネーター等）の連絡会を行ったりして、連携を図りましょう。

（４）通級指導教室に関する調査

本県では、県内の通級指導教室の実情を把握し、通級による指導を充実させるための基礎資料を得るために、通級指導教室設置校を対象に、「通級指導教室調査」を実施しています。

通級指導教室調査（５月）

主な調査内容

- 通級指導教室担当教員の状況（担当指導時数や担当教科、通級指導教室経験年数等）
- 通級による指導を受けている児童生徒の状況（在籍校、指導時数、障害の状態、障害種別、指導形態等）
- 週指導時間割（教科・領域、指導形態等）

